

呉竹鍼灸柔整専門学校

<ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー>

1. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・称号授与の方針）

所定の教育課程を修了し、次の各号に該当する者には卒業を認定し、「専門士（医療専門課程）／Diploma in Medical Care」の称号を授与する。

- (1) 患者の安全性を第一に考えて行動し、説明責任を果たすことができる。
- (2) 医療従事者として幅広い教養と高い倫理観を備え、遵法精神に立脚した行動を取ることができる。
- (3) 個人の尊厳を理解し、多様な価値観を受け入れる寛容な心とホスピタリティーの精神に基づいて自発的に行動できる。
- (4) 専門知識、技術及び判断力を身につけ、患者に対して適切な施術を行うことができる。
- (5) 地域の包括的な医療において、他職種のことを理解し、協調して自己の役割を果たすことができる。
- (6) 施術における問題解決能力を有し、患者貢献のために使命感と向上心を持って、生涯に渡り自己研鑽できる。

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

教育目標を達成するために、以下の方針に基づき教育課程を編成し、アウトカム（学習成果）基盤型教育によりディプロマ・ポリシーに定める実践的能力を獲得させる。

- (1) 教育課程は、学則別表に規定する教育内容、授業科目、単位数及び時間数とし、シラバス等において卒業時に身につける能力を明示するとともに、各学年毎に到達目標を定め、達成度（習熟度）については各科目毎に形成的評価を行い、単位の認定にあつては試験等により総括的評価を行う。
- (2) 教育内容は、認定規則に規定された教育内容を網羅するものとし、本校の教育目標を達成するために必要な授業科目を設置する。授業科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各領域に配置し、授業科目毎に一般目標（GIO）及び到達目標（SBOs）を定め、知識及び技術を体系的に修得できるカリキュラムとする。
- (3) 基礎分野においては、科学的思考の基盤を養うため、人文科学、社会科学、自然科学等のリベラルアーツに関する基礎教養科目を設置する。
- (4) 専門基礎分野においては、医学全般に関する基礎知識を教授するため、正常な人体の構造と機能、疾病、障害、予防、回復、社会保障制度、倫理等に関する科目を設置する。
- (5) 専門分野においては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師のそれぞれに必要な専門領域の知識及び技術を修得するための専門科目を設置するとともに、各科目の横断的な理解と応用力を身につけるための総合的な科目を設置する。臨床の領域では、患者への適切な施術を行うための実践的能力に加え、判断力、コミュニケーション能力、態度、姿勢等の適切な患者対応力を涵養するために臨床実習を実施する。臨床実習は、学内の附属施術所及び学外の施術所並びに医療機関等において実施するものとする。ただし、医療機関等における臨床実習は、1単位を超えない範囲で見学実習を行うものとする。
- (6) 教育課程の編成にあつては、社会や業界のニーズを柔軟に取り入れるため、外部の関係者から構成される「教育課程編成委員会」を毎年度2回実施し、定期的カリキュラムの見直しを行うものとする。

3. アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の理念に基づき、社会の信頼を得て医療福祉衛生の幅広い領域で貢献できる医療人を育成するため、以下に該当する人材を求める。

- (1) 他者に対する理解、思いやり、共感、尊重に基づいた行動ができる人
- (2) 人との関わりと調和を尊び、他者との協力的行動ができる人
- (3) 医療従事者として明確な目的意識を持ち、奉仕の心を持って患者貢献できる人
- (4) 弛まぬ好奇心と探求心を持ち、主体的且つ自発的な学習に努力を惜しまない人
- (5) 問題意識を持ち、解決に向けて真摯に取り組むことができる人
- (6) ルールや規律を理解し、高い倫理観を持って社会生活を営むことができる人
- (7) 広く社会に対して関心を持ち、社会との積極的な関わりを通じて地域貢献できる人